

1. 事業の内容

障がい者(児)が、日頃利用している通所事業所において、緊急時に夜間支援を実施する。このことにより、現在稼働率が高くなっている短期入所事業所の空きを確保する。

※ 対象者は当該通所事業所を利用している障がい者(児)のみとなる。

2. 対象事業種別

【障害者自立支援法】

- ・ 生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所

【児童福祉法】

- ・ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

3. 必要な設備

- ・ 通所事業所の指定をとる際に必要な設備の範囲とする。
- ・ 仮眠休息(可能な限り個室)を行うことができるスペースを確保する。

4. 報酬

9,560円

短期入所サービス費(Ⅱ)(一)576単位、単独型加算320単位、緊急受入加算60単位の合計。

5. 費用負担の在り方

原則、障害者自立支援法及び児童福祉法のサービスの費用負担と同様の考え方とし、能力に応じた負担及び実費としてはどうか。

6. 緊急か否かの判断

- ・ 事業所の判断で緊急か否かを判断することは困難。
- ・ 介護者が急病の場合や冠婚葬祭の場合など具体的に決めることが必要。
- ・ 原則、利用は1泊とする。